介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和６ 年６ 月の介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算が改定され、当法人においても算定を行っております。
当該加算算定要件は、①月額賃金改善要件、②キャリアパス要件、③職場環境等要件、④見える化要件の４つです。

加算の取得状況

当法人の各事業所における加算の取得状況につきましては、以下のサービスにより公表しております。

介護サービス情報公表システム

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/42/index.php?action_kouhyou_pref_topjigyosyo_index=true

処遇改善に関する具体的な取り組み内容

賃金以外の処遇改善に関して、以下の取り組みを行っています。

入職促進

- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）を行っています。
- 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施をしています。

資質の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を行っています。
- エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入をしています。

多様な働き方の促進

- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備を行っています。
- 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識づくりのため、具体的な取得目標（最低年間 5 回以上取得）を定めた上で取得状況を定期的に確認し、身近な上司から積極的な声掛けを行っている。

健康管理

- 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制を充実させています。
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備を行っています。

業務改善の多取り組

- 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っています。
- 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入を行っています。

やりがい･働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流等を実施しています。
- 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会を設けています。

社会福祉法人松原福祉会
R7 年 6 月